

日本酸素ホールディングスグループ腐敗防止方針

私たちは、日本酸素ホールディングスグループ行動規範に基づき、賄賂および反競争的行為などを含むあらゆる形態の腐敗の防止および公正な事業慣行の確立・維持を図ります。

1. 法令の遵守

当社グループの取締役・監査役・執行役員・相談役・顧問および従業員（契約社員ならびに派遣社員を含む）（以下、役職員という）は、本方針および関係する国や地域の贈収賄関連法令を遵守するとともに、腐敗防止に関する国際規範を尊重するものとする。

2. 贈賄の禁止

役職員は、直接または代理店、エージェント若しくはコンサルタント等の第三者を通じて「公的機関・公務員（政府が実質的に支配する企業の従業員等を含む。）および民間組織・民間人」（以下総称して「対象者」という）に対して贈賄を行ってはならない。なお、本方針において贈賄とは、不正な利益の取得若しくは維持のために、対象者に対し、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないことを目的として、またはその地位を利用して他の者にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭、贈答、接待その他の利益を供与し、または供与の申込み・約束をすることをいう。

3. 収賄の禁止

- (1) 役職員は、現金、現金同等物、流動性の高い絵画やジュエリー等の宝飾品、合理的でない贈答や接待を原則として受領してはならない。
- (2) 役職員は、顧客、代理店、取引先企業等から贈答・接待・支払等を受けるに当たっては、当該贈答・接待・支払等が不正な利益の獲得若しくは維持その他の不当な目的を有していないか、または過度なものでないかを確認しなければならない。
- (3) 役職員は、贈答・接待・支払等が不正な利益の獲得若しくは維持その他の不当な目的を有する、若しくは過度なものである、またはその可能性が高いと判断した場合、当該贈答・接待・支払等を拒否しなければならない。
- (4) 贈答・接待・支払等を受ける場合の確認手順については、5. 遵守体制（5）に規定するガイドラインによるものとする。

4. 会計記録

当社グループは、対象者に対する贈賄が行われていないことを証明できるよう、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、必要な課税が行われたことを含め、これらを全て合理的な詳細さをもって正確かつ適切に会計帳簿等に記録しなければならない。

5. 遵守体制

- (1) 役職員は、本方針の解釈等について疑義を生じたときには、所属会社または日本酸素ホールディングス株式会社のコンプライアンス推進責任者・推進担当者、内部統制推進部門または法務部門に相談するものとする。
- (2) 前項のほか、役職員は、腐敗行為が行われ、または行われようとしていることを見聞きした場合は、これを防止するため職制および他の役職員または内部通報窓口へ相談するものとする。
- (3) 内部通報窓口は、日本においてはグループチーフコンプライアンスオフィサーおよび社外弁護士事務所ならびに監査役であり、北米・欧州・アジアの海外各地域においてはリージョンチーフコンプライアンスオフィサーおよび各地域の社外弁護士事務所であり、相談は、各地域の内部通報窓口の全てで匿名で行うことができ、通報に関する調査・対応の全ての過程で通報者の保護は徹底され、通報によって不利益な取扱いを受けない。
- (4) 当社グループのコンプライアンス推進責任者・推進担当者は、自社の役職員に本方針を遵守させなければならない。
- (5) 当社グループは、各国の適用法令または各国の特性等に応じて、本方針を補足するガイドラインを策定するものとする。当社グループのコンプライアンス推進責任者・推進担当者は、本方針と同様に上記ガイドラインを自社の役職員に遵守させなければならない。

6. 処分

当社グループは、自社の役職員が本方針に違反した場合は、就業規則等に従い社内処分を行うものとする。

この方針の改廃は、当社取締役会が行うものとします。

以上

制定日 2021年2月2日